

第3回前橋市・富士見村合併協議会

日 時：平成20年7月3日(木) 午後2時
場 所：前橋プラザ元気21 ホール

前橋市・富士見村

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

議案第29号：平成19年度前橋市・富士見村合併協議会決算認定について	1頁
議案第30号：協議項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事 について	8頁
議案第31号：協議項目7「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事 について	11頁
議案第32号：協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、 産業部会の所管する事務事業について	14頁
議案第33号：協議項目15「審議会等の取扱いに関する事」について	29頁
議案第34号：協議項目16「一部事務組合の取扱いに関する事」について	33頁
議案第35号：協議項目17「消防団の取扱いに関する事」について	35頁
議案第36号：協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、 住民部会の所管する事務事業について	38頁
議案第37号：協議項目18「使用料、手数料等の取扱いに関する事」について	40頁
議案第38号：協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、 保健福祉部会の所管する事務事業について	58頁
議案第39号：協議項目24「新市基本計画に関する事」について	66頁

4 その他

5 閉 会

議案第29号

平成19年度前橋市・富士見村合併協議会
決算認定について

平成19年度前橋市・富士見村合併協議会決算について、前橋市・富士見村合併協議会財務規程第10条第1項の規定に基づき、監査結果報告書を付けて認定を求める。

平成20年7月3日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政夫

平成19年度前橋市・富士見村合併協議会歳入歳出決算

別紙決算書のとおり

別紙

平成19年度 前橋市・富士見村合併協議会歳入歳出決算書

歳入決算額 2,795,077 円
 歳出決算額 1,801,749 円
 歳入歳出差引残額 993,328 円

歳入 (単位:円)

款	項	摘要	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	負担金		1,895,000	1,895,000	1,895,000	0	0	0
	1	負担金	1,895,000	1,895,000	1,895,000	0	0	0
		1 構成市村負担金	1,895,000	1,895,000	1,895,000	0	0	0
		前橋市	1,548,000	1,548,000	1,548,000	0	0	0
		富士見村	347,000	347,000	347,000	0	0	0
2	県支出金		900,000	900,000	900,000	0	0	0
	1	県補助金	900,000	900,000	900,000	0	0	0
		1 協議会支援補助金	900,000	900,000	900,000	0	0	0
		協議会支援補助金	900,000	900,000	900,000	0	0	0
3	諸収入		1,000	77	77	0	0	△ 923
	1	預金利子	1,000	77	77	0	0	△ 923
		預金利子	1,000	77	77	0	0	△ 923
		預金利子	1,000	77	77	0	0	△ 923
		歳入合計	2,796,000	2,795,077	2,795,077	0	0	△ 923

歳出

(単位:円)

款	項	摘要	予算現額 (流用増減を含む)	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額 との比較
1	協議会費		904,184	652,062	0	252,122	252,122
	1	会議運営費	412,347	396,577	0	15,770	15,770
		協議会運営費	412,347	396,577	0	15,770	15,770
		報酬	79,000	69,600	0	9,400	9,400
		消耗品費	323,347	323,347	0	0	0
		食糧費	10,000	3,630	0	6,370	6,370
	2	事務費	491,837	255,485	0	236,352	236,352
		事務局運営費	491,837	255,485	0	236,352	236,352
		事務用消耗品費	147,837	147,837	0	0	0
		印刷製本費	50,000	0	0	50,000	50,000
		手数料	24,000	10,080	0	13,920	13,920
		通信運搬費	20,000	20,000	0	0	0
		使用料及び賃借料	202,000	29,568	0	172,432	172,432
		負担金補助及び交付金	48,000	48,000	0	0	0
2	事業費		1,690,816	1,149,687	0	541,129	541,129
	1	広報周知費	1,690,816	1,149,687	0	541,129	541,129
		協議会だより発行費	1,690,816	1,149,687	0	541,129	541,129
		印刷製本費	1,690,816	1,149,687	0	541,129	541,129
3	予備費		201,000	0	0	201,000	201,000
	1	予備費	201,000	0	0	201,000	201,000
		予備費	201,000	0	0	201,000	201,000
		予備費	201,000	0	0	201,000	201,000
		歳出合計	2,796,000	1,801,749	0	994,251	994,251

平成19年度前橋市・富士見村合併協議会事業報告

1 協議会及び専門部会の開催

(1) 協議会の開催

○第1回前橋市・富士見村合併協議会

〔期 日〕平成20年1月15日

〔場 所〕前橋プラザ元気21

〔議題等〕1 報告事項

報告第1号：前橋市・富士見村合併協議会規約について

報告第2号：前橋市・富士見村合併協議会幹事会規程について

報告第3号：前橋市・富士見村合併協議会事務局処務規程について

報告第4号：前橋市・富士見村合併協議会財務規程について

報告第5号：前橋市・富士見村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

2 協議事項

議案第1号：前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程の制定について

議案第2号：平成19年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画について

議案第3号：平成19年度前橋市・富士見村合併協議会予算について

議案第4号：行政制度の調整方針について

議案第5号：前橋市・富士見村合併協議会の協議項目について

議案第6号：新市基本計画の策定方針について

(2) 専門部会の開催

① 総務部会

○第1回総務部会

〔期 日〕平成20年2月6日

〔場 所〕前橋市役所

〔議題等〕1 行政制度等の調整について

2 協議会議案等の作成について

② 議会部会

○第1回議会部会

〔期 日〕平成20年2月28日

〔場 所〕前橋市議会庁舎

〔議題等〕1 行政制度等の調整について

2 協議会議案等の作成について

③ 住民部会

○第1回住民部会

〔期 日〕平成20年1月18日

〔場 所〕富士見村役場東庁舎

〔議題等〕1 行政制度等の調整について

2 協議会議案等の作成について

○第2回住民部会

〔期 日〕平成20年2月21日

〔場 所〕前橋プラザ元気21

- 〔議題等〕 1 行政制度等の調整について
2 協議会議案等の作成について
- ④ 保健福祉部会
 - 第1回保健福祉部会
 - 〔期 日〕 平成20年1月23日
 - 〔場 所〕 前橋市総合福祉会館
 - 〔議題等〕 1 行政制度等の調整について
2 協議会議案等の作成について
- ⑤ 教育部会
 - 第1回教育部会
 - 〔期 日〕 平成20年1月21日
 - 〔場 所〕 富士見村中央公民館
 - 〔議題等〕 1 行政制度等の調整について
2 協議会議案等の作成について
- ⑥ 環境部会
 - 第1回環境部会
 - 〔期 日〕 平成20年1月21日
 - 〔場 所〕 富士見村役場東庁舎
 - 〔議題等〕 行政制度等の調整について
 - 第2回環境部会
 - 〔期 日〕 平成20年2月22日
 - 〔場 所〕 前橋プラザ元気21
 - 〔議題等〕 1 行政制度等の調整について
2 協議会議案等の作成について
- ⑦ 産業部会
 - 第1回産業部会
 - 〔期 日〕 平成20年2月27日
 - 〔場 所〕 前橋市役所
 - 〔議題等〕 1 行政制度等の調整について
2 協議会議案等の作成について
- ⑧ 都市計画建設部会
 - 第1回都市計画建設部会
 - 〔期 日〕 平成20年1月21日
 - 〔場 所〕 前橋市役所
 - 〔議題等〕 行政制度等の調整について
 - 第2回都市計画建設部会
 - 〔期 日〕 平成20年3月19日
 - 〔場 所〕 前橋市立図書館
 - 〔議題等〕 1 行政制度等の調整について
2 協議会議案等の作成について
- ⑨ 上下水道部会
 - 第1回上下水道部会
 - 〔期 日〕 平成20年1月30日
 - 〔場 所〕 前橋市水道庁舎
 - 〔議題等〕 1 行政制度等の調整について
2 協議会議案等の作成について

※ 上記のほか、各専門部会において分科会等を随時開催した。

2 協議会だよりの発行

平成20年2月1日に、前橋市・富士見村合併協議会だより（創刊号）を発行し、前橋市及び富士見村の世帯に配布した。

3 ホームページの作成

平成20年1月15日に、前橋市・富士見村合併協議会ホームページを開設し、随時更新した。

平成19年度前橋市・富士見村合併協議会歳入歳出決算
監査結果報告書

自 平成20年1月15日
至 平成20年3月31日

歳入予算現額 2,796,000円

歳入決算額 2,795,077円

歳出予算現額 2,796,000円

歳出決算額 1,801,749円

歳入歳出差引残額 993,328円

翌年度繰越額 993,328円

歳入歳出決算について監査したところ、決算計数及び関係諸帳簿は適正に処理されていたと認めます。

平成20年6月 日

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫 様

前橋市・富士見村合併協議会

監査委員

監査委員

協議項目6 「議会の議員の定数及び任期の
取扱いに関すること」

協議項目6 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成20年7月3日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫

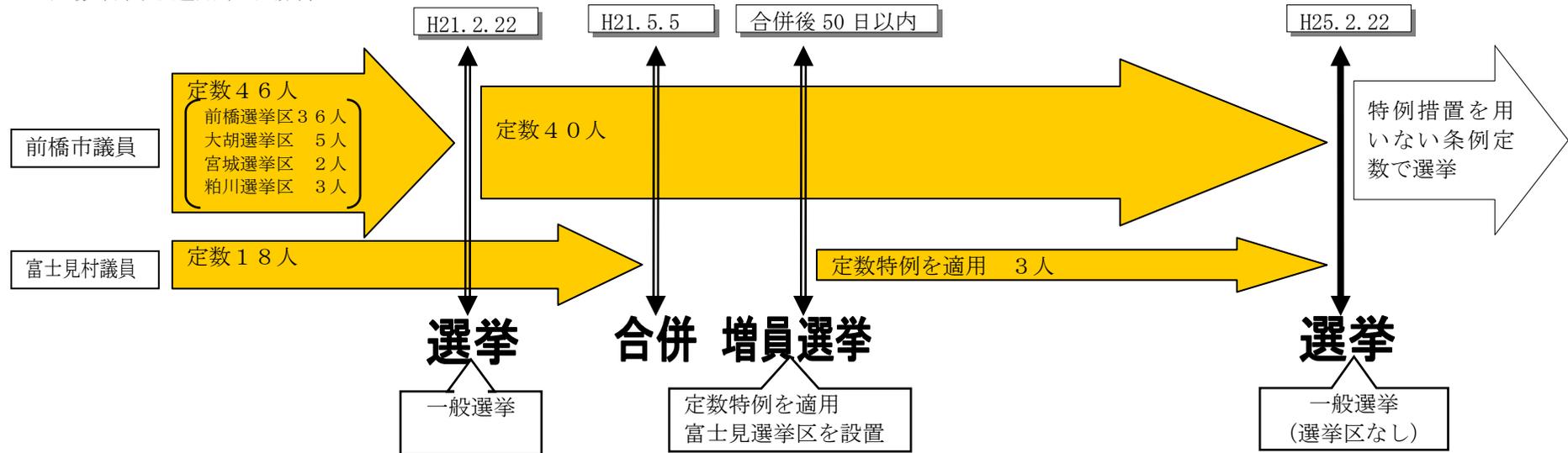
議会の議員の定数及び任期の取扱い

前橋市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び第3項の規定を適用し、前橋市の議会の議員の残任期間に限り、合併前の前橋市の議会の議員の定数に、合併前の富士見村の区域を区域として設けられる選挙区の定数を加えた数とし、当該選挙区の定数は、3人とする。

1 定数、任期等

前橋市	富士見村
○条例定数 46人 (次の一般選挙からは40人)	○条例定数 18人
○任期 平成17年2月23日～平成21年2月22日	○任期 平成19年5月1日～平成23年4月30日
○議員1人当たりの住民数 6,925人	○議員1人当たりの住民数 1,240人
市町村議会の議員の法定数 (地方自治法第91条第2項)	
○人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人	
○人口30万以上50万未満の市 46人	

2 定数特例を適用する場合



手 順	定 数	任 期	備 考
・ 合併特例法の定数特例を適用し、富士見村の区域を選挙区とする増員選挙を実施する。(合併後50日以内)	・ 平成21年5月以降43人 〔前橋選挙区 40人〕 〔富士見選挙区 3人〕	・ 平成25年2月22日	次の一般選挙では、富士見選挙区はなくなり、その時の条例定数で選挙を実施する。

議案第30号参考資料

3 財政効果

区 分	10年間の経費	財政効果	備 考
①合併しない場合 58人	5,843,393千円		
②合併特例法の定数特例を適用し、前橋市の議会の議員の残任期間に限り、富士見村の区域に定数を3人とする選挙区を設ける場合 43人	5,173,192千円	①-② 670,201千円	前橋市の議会の議員の残任期間満了後は、条例定数を現状のまま(40人)と仮定して算出

※前橋市議会の議員に係る経費については、条例定数を40人とし、「前橋市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」に規定する報酬月額を用いるとともに、平成20年4月1日現在の期末手当係数、共済費負担金率及び政務調査費の額により算出。

※富士見村の議員に係る経費については、条例定数を18人とし、平成20年4月1日現在の報酬月額、期末手当係数及び共済費負担金率により算出。

議案第 3 1 号

協議項目 7 「農業委員会の委員の定数及び任期の
取扱いに関すること」

協議項目 7 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること」
について、次のとおり定める。

平成 2 0 年 7 月 3 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高 木 政 夫

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

富士見村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第 1 1 条第 1 項の規定を適用し、前橋市の農業委員会の選挙による委員の残任期間に限り、前橋市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

1 農業委員会の委員の定数、任期等の状況

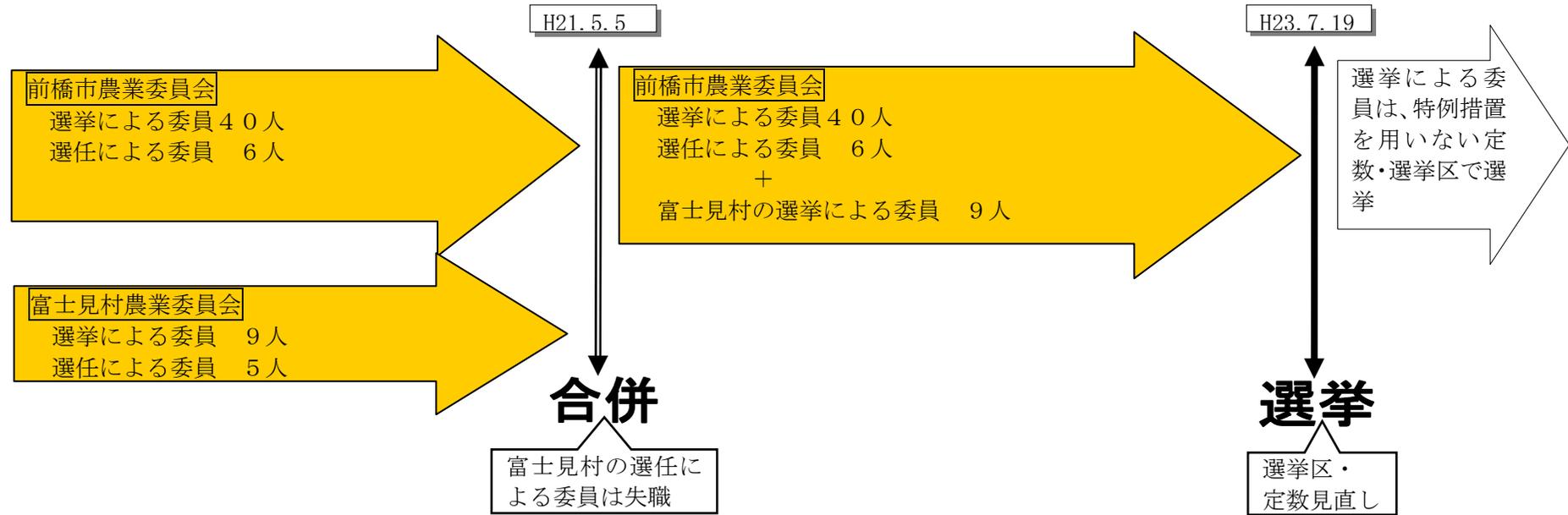
区 分		前 橋 市		富 士 見 村		合 計		備 考
		定数	現員	定数	現員	定数	現員	
選挙による委員		40人	40人	9人	9人	49人	49人	
選任による 委 員	法第12条第1号	2人	2人	2人	2人	4人	4人	
	法第12条第2号	4人	4人	3人	3人	7人	7人	
任期		3年 平成20年7月20日～平成23年7月19日						
市町村の面積 (h a)		24,122		7,042		31,164		
農地面積 (h a)		6,012		1,021		7,033		
農家数 (戸)		7,126		1,309		8,435		
選挙区		6		1		7		
部会の構成		農地部会・農政部会		なし				

※ 農地面積、農家数：平成17年農林業センサス

2 農業委員会の委員の報酬 (年額 円)

役 職	前 橋 市	富 士 見 村	備 考
会 長	1,488,000	647,000	
会長職務代理	840,000	440,000	
部 会 長	840,000	—	
委 員 (選挙選出)	708,000	347,000	
委 員 (議員以外)	462,000	347,000	
委 員 (議 員)	312,000	347,000	

3 在任特例を適用する場合



4 財政効果

	10年間の経費	財政効果	
①合併しない場合	373,510千円		
②合併時に統合した場合	335,337千円	38,173千円	①-②

議案第 3 2 号

協議項目 2 3 「各種事務事業の取扱いに関する事 業について」のうち、産業部会の所管する 事務事業について

協議項目 2 3 「各種事務事業の取扱いに関する事
業について」のうち、産業部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成 2 0 年 7 月 3 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高 木 政 夫

1 商工・観光事業の取扱い

- (1) 富士見村で行われているまつり、イベントの取扱いについては、当分の間、現行のままとする。
- (2) 金融制度の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。

2 農業施策の取扱い

農業施策の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している施策等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。

1 商工・観光事業
(1) 観光協会

前橋市		富士見村	
市補助金 (会費)	84,000千円 12,965千円 (1口2万円)	村補助金 (会費)	6,500千円 520千円 (1口5千円)

(2) まつり・イベント

前橋市		富士見村	
七夕まつり 前橋まつり 初市まつり (コンベンション協会への補助) 花火大会	(7月、 補助額 11,000千円) (10月、 補助額 28,000千円) (1月、 補助額 3,600千円) (8月、 補助額 9,665千円)	つつじ祭り 夏祭り 写真コンテスト いこいの里祭り 雪まつり開催 産業祭	5イベントは観光協会予算により実施 (補助額 6,000千円) (11月3日、補助額 2,500千円)

(3) 観光振興事業

前橋市		富士見村	
(財) 前橋観光コンベンション協会補助金 前橋広域物産振興協会事業補助金 前橋菓子まつり補助金 だんべえフェスタ事業補助金 平成20年度 TONTONのまち推進事業補助金	84,000千円 9,700千円 194千円 1,940千円 3,000千円	赤城山除雪費補助金 ワカサギ卵保護及び購入資金補助金 赤城山清掃委託料 赤城公園内れんげつつじ管理委託料 赤城山総合観光案内所維持管理委託料 赤城山観光案内所維持管理委託料 国有林野使用料 赤城国際カントリークラブ ホールインワン褒賞	500千円 300千円 700千円 600千円 281千円 717千円 783千円 50千円/回

議案第32号参考資料

(4) 金融制度		前橋市	富士見村
小口資金	限度額：設備資金 運転資金	1, 250万円 (8年以内) 1, 250万円 (6年以内)	小口資金 限度額：設備資金 運転資金
利率：		2. 30%	1, 250万円 (8年以内) 1, 250万円 (6年以内)
			利率： 利子補給：
			3. 20% 1. 50%
特別小口資金	限度額：設備資金 運転資金	1, 250万円 (8年以内) 1, 250万円 (6年以内)	特別小口資金 限度額：設備資金 運転資金
利率：		2. 30%	1, 250万円 (8年以内) 1, 250万円 (6年以内)
			利率： 利子補給：
			3. 20% 1. 50%
中小企業経営振興資金	限度額：設備資金 運転資金	1, 500万円 (8年以内) 1, 500万円 (6年以内)	なし
利率：		2. 30%	
市長特別認定融資			
①大型店対策資金融資	限度額：設備資金	3, 000万円	
	融資期間：10年以内 (1年以内据置可)		
	利率：	2. 20%	
②消防用、公害防止用施設等資金融資	限度額：設備資金	2, 000万円	
	融資期間：7年以内		
	利率：	2. 20%	
③工場建設資金融資	限度額：設備資金	2, 000万円	
	融資期間：7年以内		
	利率：	2. 20%	
④経営安定資金融資	限度額：運転資金	3, 000万円	
	融資期間：7年以内 (1年以内据置可)		
	利率：	1. 80%	
			なし

議案第32号参考資料

(4) 金融制度		前橋市	富士見村
商業・サービス業設備近代化資金 限度額：設備資金 個人・会社 6,000万円 旅館業者・商店街協同組合等 1億円 融資期間：10年以内（うち1年以内の据置可） 利率：2.00%			なし
中心商店街にぎわい資金 限度額：設備資金 個人・会社 6,000万円 旅館業者・商店街協同組合等 1億円 融資期間：10年以内（うち1年以内の据え置き可） 利率：1.00%			なし
協同組合等事業資金 限度額：運転・設備資金 組合 5,000万円 （1構成員700万円以内）（1年以内） 利率：1.80%			なし
中小企業季節資金 限度額：運転資金 2,000万円（6か月以内） 利率：1.50%			なし
労働環境整備資金 限度額：設備資金 中小企業者 3,000万円 中小企業団体 6,000万円 融資期間：10年以内（うち据置1年以内） 利率：2.30%			労働環境整備資金 限度額：設備資金 中小企業者 3,000万円 中小企業団体 6,000万円 融資期間：10年以内（うち据置1年以内） 利率：2.30%
中小企業設備資金 限度額：設備資金 機械器具装置等 1億円 工場・事業所・土地等 3億円 融資期間：10年以内（うち2年以内の据置可） 利率：2.00%			中小企業振興資金 限度額：3,000万円（7年以内） 利率：3.20% 利子補給：購入資金 1.00%の割合 施設資金 1.50%の割合
中小企業研究開発資金 限度額：運転・設備資金 2億円 融資期間：10年以内（うち2年以内の据置可） 利率：1.00%			なし

議案第32号参考資料

2 農業政策
 (1) 地域農政推進対策事業

前橋市	富士見村
①農業集団組織育成対策事業 補助金：10,000千円 補助率：市1/3	①農業集団組織育成対策事業 補助金：3,492千円 補助率：村1/4
②認定農業者支援事業 補助金：21,754千円 補助率：市1/3	なし
③集落営農組織支援事業 補助金：18,246千円 補助率：市1/3	なし
④営農活動支援事業 交付金：営農基礎活動支援 50千円 先進的営農支援 300千円	なし
⑤経営構造対策事業（市単） 広場管理事業補助金：2,000千円	なし
⑥農業団体支援事業 地域農業の振興を図るため、各種農業生産団体、協議会等に運営費補助等を助成し組織育成の強化を図る。 補助金：830千円	⑥農業団体強化育成事業(村単) 地域農業の振興を図るため、各種農業生産団体、協議会等に運営費補助等を助成し組織の育成の強化を図る。 補助金：2,380千円
⑦農業まつり 生産者と消費者の交流により、農業に対する理解を深め、「潤いのあるまちづくり」の推進と農業の健全な発展を図るもの 前橋市農業まつり運営費補助金：2,000千円	⑦農業まつり 生産者と消費者の交流により、農業に対する理解を深め、「潤いのあるまちづくり」の推進と農業の健全な発展を図るもの 前橋市農業まつり運営費補助金：200千円
⑧会費等負担金 負担金：141,124千円	⑧会費等負担金 負担金：19,800千円

議案第32号参考資料

(2) 農業近代化資金等利子補給	
前橋市	富士見村
①農業近代化資金利子補給 貸付限度額：1,800万円／1人 20,000万円／法人 補給率：2.00%以内 補給金：51,255千円	①農業近代化資金利子補給 貸付限度額：1,800万円／1人 20,000万円／法人 補給率：1.50%以内 補給金：848千円
②環境保全型農業推進資金 貸付限度額：1,800万円／1人 補給率：2.00%以内 補給金：①に含む。	なし
③認定農業者育成資金（L資金） 貸付限度額：15,000万円／人 50,000万円／法人 補給率：1.00%以内 補給金：3,000千円	③認定農業者育成資金（L資金） 貸付限度額：15,000万円／人 50,000万円／法人 補給率：0.20%以内 補給金：1,138千円
④経営支援資金 貸付限度額：畜産・施設園芸1,000万円 上記以外 500万円 補給率：1.00%以内 補給金：300千円	④経営支援資金 貸付限度額：畜産・施設園芸1,000万円 上記以外 500万円 補給率：1.00%以内 補給金：①に含む。
⑤認定農業者向け農業近代化資金 貸付限度額：1,800万円 補給率：1.00%以内 補給金：①に含む。	⑤認定農業者向け農業近代化資金 貸付限度額：1,800万円 補給率：1.00%以内 補給金：①に含む。
⑥融資制度廃止後の利子補給 経営拡充資金：2,000千円 農業経営維持資金：25,584千円	なし

議案第32号参考資料

前橋市	富士見村
<p>①数量調整円滑化推進事業（補） 補助金：1,299千円 補助率：県10/10</p>	なし
<p>②水田農業総合推進事業（補） 土地利用集積の促進 補助金：2,600千円 事業量：65ha 補助率：県10a当たり 2,000円 市10a当たり 2,000円</p> <p>景観形成作物作付促進 補助金：5,700千円 事業量：23ha 補助率：県10a当たり 6,000円 市10a当たり 3,000円</p> <p>大豆共同防除 補助金：4,824千円 事業量：120.6ha 補助率：県10a当たり 4,000円</p> <p>加工用米生産出荷奨励（価格差補填） 補助金：7,000千円 事業量：3,500俵 補助率：県1俵当たり 1,000円 市1俵当たり 1,000円</p> <p>加工用米生産出荷奨励事業（市単） 補助率：市1俵当たり1,000円未満</p> <p>飼料用稲作付拡大・流通促進対策 補助金：2,200千円 事業量：22ha 補助率：県10a当たり 10,000円</p>	なし

議案第32号参考資料

(3) 水田農業構造改革対策事業	
前橋市	富士見村
③重点作物奨励事業（市単） 大豆等転作奨励助成 補助金：12,000千円 事業量：300ha 補助率：市10a当たり 4,000円	なし
④海外援助用米穀生産特別対策事業（市単） 援助用米生産活動助成 補助金：200千円（定額）	なし
(4) 園芸振興対策事業	
前橋市	富士見村
①農業農村応援事業 大豆種子導入支援（県単） 補助金：1,525千円 事業量：5,450kg 補助率：県3/10・市1/6 園芸産地育成強化整備 補助金：33,851千円（野菜事業） 8,690千円（花卉対策事業） 事業量：野菜ハウス13戸 132.72a 予冷库 12台 花卉生産用パイプハウス10.3a 補助率：県30%・市1/6 園芸産地育成強化整備 補助金：1,500千円（果樹対策事業） 833千円 事業量：選果施設 72㎡ 補助率：県30%・市1/6	園芸産地育成強化整備 補助金：1,000千円 事業量：パイプハウス3棟 1,000㎡ 予冷库 4台 補助率：県30%

議案第32号参考資料

(4) 園芸振興対策事業

前橋市	富士見村
②園芸振興推進事業 園芸作物重点事業 種子、苗代補助 市1/3 1,000千円 園芸用廃ポリ適正処理対策 Kg/45円 市1/3 1,050千円 産地化推進事業 市1/3 750千円 オリジナル品種創出推進事業 市1/2 200千円 畑かん灌水施設整備事業 市1/10 206千円	②園芸用産廃処理補助金(村単) 1kg当たり処理料53円(村17円、農家36円) 補助額: 7,000kg×17円=119千円
③カメムシ防災網導入事業 補助金: 673千円 事業量: カメムシ防災網3か所 80.8a 補助率: 1/3以内(市単)	なし
④園芸用廃ビニール等適正処理対策事業 廃ビニール負担金(市単) 1kg当たり: 2.66円 負担金: 319千円	なし

(5) 農畜産物流通対策事業

前橋市	富士見村
①農畜産物流通販路拡大対策事業 広域圏における新たな流通販売体制の整備、地場産の農畜産物の販路拡大とPR活動、さらに生産者と消費者が直接結びつく交流の場づくりを進めていくためのイベント事業の支援 負担金: 2,000千円	なし
②農作物安全安心推進事業 トレーサビリティの推進と農産物の安全性評価 (定額、1/2) 1,000千円 性フェロモントラップの導入 (1/3) 240千円 特別栽培米の生産奨励 (1,000円×20ha) 最終年度 2,000千円 農薬飛散防止ノズル導入 (1/3) 445千円 環境と省力に配慮した生分解性マルチフィルム導入 (1/3) 315千円	なし

議案第32号参考資料

(6) 農作物調整事業

前橋市	富士見村
①野菜価格安定補給事業 特定野菜等価格安定事業補給資金負担金 特定野菜（ニラ、春菊、ブロッコリー） 指定野菜（夏秋きゅうり） （市負担金：660千円） 青果物生産出荷安定事業補給金負担金 （生うめ、ほしだいこん） （市負担金：451千円）	①野菜価格安定補給事業 特定野菜等価格安定事業補給資金負担金 特定野菜（ブロッコリー） （村負担金：70千円）

(7) 農業災害対策事業

前橋市	富士見村
①農作物被害対策事業費補助 補助金：1,000千円 補助率：県2/3・市1/3	①農業災害対策 富士見村農漁業災害特別措置条例に基づき、自然災害により、一定割合以上の被害を受けた農漁業者に補助金及び融資等の助成を行う。

(8) 主要穀物生産振興対策事業

前橋市	富士見村
①畑作大豆振興（市単） 補助金：627千円 事業量：12ha 補助率：市1/2	なし

(9) 蚕業振興事業

前橋市	富士見村
①養蚕農家の収繭量に対する支援 補助金：2,300千円 補助率：kg当たり50円	①養蚕ブランド繭育成対策補助金 補助金：225千円 補助率：kg当たり50円

議案第32号参考資料

3 畜産関係
 (1) 畜産経営振興事業

前橋市	富士見村
①乳用牛群改良推進事業(市単) 補助金：550千円 補助率：定額補助	なし
②粗飼料生産効率化事業(市単) 補助金：1,700千円 補助率：市1/3	なし
③受精卵移植促進事業(市単) 補助金：1,200千円(定額)	なし
④公共牧場等預託料助成事業(市単) 助成割合は、20%(補助率：1/5)とする。 1頭当たりの助成限度額5万円 補助額：10,000千円	なし
⑤家畜飼料生産対策事業 補助金：10,000千円 補助率：県3/10 市1/6	なし
⑥和牛放牧推進事業 補助金：1,000千円 補助率：県1/3 市1/6	なし

(2) 家畜等導入事業

前橋市	富士見村
①肉用牛導入事業 補助金：3,600千円 補助率：定額1頭当たり30,000円	なし

議案第32号参考資料

(2) 家畜等導入事業

前橋市	富士見村
<p>②乳牛・豚種畜導入事業 乳牛種畜導入事業（市単） 補助金：4,400千円 補助率：市1/10（1頭5万円を限度とする。）</p> <p>優良種豚導入促進事業（市単） 補助金：600千円 補助率：市1/6</p>	なし
<p>③肉用牛繁殖雌牛導入事業（市単） 補助金：1,400千円 補助率：市1/6（上限10万円）</p>	<p>③肉用牛繁殖雌牛導入事業(村単) 補助金：100千円 補助率：村1/6（上限10万円）</p>

(3) 畜産環境整備事業

前橋市	富士見村
<p>①畜産臭気対策事業 補助金：4,000千円 補助率：1/5</p>	<p>①畜産環境対策事業 補助金：2,300千円 補助率：1/4</p>
<p>②堆肥利用促進事業（市単） 補助金：7,500千円 補助率：市1/3</p>	なし
<p>③耕畜連携促進事業 補助金：3,027千円 補助率：県3/10 市1/6</p>	<p>③農業農村応援事業 補助金：3,578千円 補助率：県30%以内</p>

議案第32号参考資料

(4) 牧場運営及び管理事業

前橋市	富士見村
なし	①白樺牧場の運営経費 群馬県から管理委託料 レンゲツツジ管理委託 600千円 J A前橋市へ運営事業補助金 380千円

(5) 共進会

前橋市	富士見村
①畜産関係共進会出品運搬事業(市単) 補助金：60千円 1頭10千円×6頭	①県等畜産共進会出陳祝金 出陳1頭に対し、3千円の祝金

4 林業関係

(1) 林業振興事業

前橋市	富士見村
①森林病虫害等防除事業 松くい虫防除予防液樹幹注入 事業費：28,100千円 補助率：県1/2 被害木の伐倒及び薬剤処理(命令・奨励・市単) 事業費：13,300千円 補助率：県10/10、3/4 被害木伐倒整理 事業費：5,400千円 補助率：県1/2	①森林病虫害等防除事業 松くい虫防除予防液樹幹注入(18年度実績) 事業費：225千円 補助率：県1/2 村単：1,250千円 被害木の伐倒及び薬剤処理(命令・奨励・村単) 事業費：19,620千円 補助率：県10/10、3/4 被害木伐倒整理 事業費：2,220千円 補助率：県1/2
②森林整備担い手対策事業 補助金：78千円 補助率：県1/2・市1/10	②森林整備担い手対策事業 補助金：320千円 補助率：県1/2・村1/10

議案第32号参考資料

(1) 林業振興事業	
前橋市	富士見村
<p>③赤城南麓森林組合助成 補助金：1,066千円</p>	<p>③赤城南麓森林組合助成 補助金：369千円</p>
<p>④森林整備対策事業 樹種転換事業 事業費：3,750千円 補助率：県7/10 実施主体：前橋市 保育事業 事業費：500千円 補助率：県6/10 実施主体：前橋市 保安林リフレッシュ事業 負担金：1,855千円（事業費の1/10）</p>	<p>④森林整備対策事業 保全松林健全化整備事業（高度公益機能森林） 事業費：3,302千円 補助率：県7/10 実施主体：富士見村 保安林改良事業（村単） 事業費：3,000千円 保安林リフレッシュ事業 負担金：3,000千円（事業費の1/10）</p>
<p>⑤有害鳥獣駆除対策事業 業務委託料：1,076千円（県補助金488千円） クマ檻購入：630千円（県補助金280千円） 防除用品設置補助：1,082千円</p>	<p>⑤有害鳥獣駆除対策事業 業務委託料：784千円（県補助金1/2） 緊急鳥獣駆除事業（村単：100千円）</p>
<p>⑥生活環境保全林管理事業 委託料：3,300千円 土地賃借料：420千円</p>	なし

協議項目 15 「審議会等の取扱いに関すること」

協議項目 15 「審議会等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 20 年 7 月 3 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政夫

審議会等の取扱い

富士見村に置かれている審議会等は、原則として前橋市の審議会等に統合するものとする。

なお、独自に置かれている審議会等については、実態を考慮し整備するものとする。

審議会等の委員構成については、必要により富士見村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

1 審議会等

前橋市	富士見村
総合計画審議会	総合計画審議会
男女共同参画審議会	
特別職報酬等審議会	特別職報酬等審議会
公務災害補償等認定委員会	
公務災害補償等審査会	
放置自動車判定委員会	
行財政改革推進懇談会	行政改革懇談会
情報公開審査会	情報公開審議会
個人情報保護審査会	
	文化賞受賞者選考委員会
防災会議	防災会議
国民保護協議会	国民保護協議会
国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会
民生委員推薦会	民生委員推薦会
地域審議会（3か所）	
児童館運営委員会（5か所）	
障害児保育入所検討委員会	
児童環境づくり推進委員会	
老人ホーム入所判定委員会	老人ホーム入所判定委員会
高齢者施策推進協議会	介護保険事業運営協議会
健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会
	保育事業運営委員会
食育推進会議	

議案第 3 3 号参考資料

前橋市	富士見村
環境審議会	環境審議会
自然環境保全推進委員会	
小口資金及び中小企業経営振興資金融資斡旋審査会	小口資金融資斡旋審査委員会
	中小企業振興資金融資審査委員会
労働教育委員会	
農業近代化資金審査委員会	農業近代化資金審査委員会
農業振興協議会	農業振興地域整備促進協議会
農業経営基盤強化促進会議	
都市計画審議会	都市計画審議会
開発審査会	土地開発事業審査委員会
都市景観審議会	
建築審査会	
土地区画整理審議会（8か所）	土地区画整理審議会（1か所）
水と緑のまちをつくる審議会	
スポーツ振興審議会	
文化財調査委員会議	文化財調査委員会
山王廃寺等調査委員会	
視聴覚ライブラリー運営委員会	
奨学資金貸与審査委員会	
前橋市立小学校・中学校の就学区域及び適正規模に関する諮問委員会	
前橋市立小学校、中学校及び養護学校の児童生徒に係る結核対策委員会	富士見村結核対策委員会
教育研究所運営審議会	
適正就学指導委員会	就学指導委員会
社会教育委員会議	社会教育委員会議

議案第 33 号参考資料

前橋市	富士見村
生涯学習推進協議会	生涯学習推進員連絡協議会
詩のまち前橋若い芽のポエム選考委員会	
詩のまち前橋若い芽のポエム推薦委員会	
萩原朔太郎賞選考委員会	
萩原朔太郎賞推薦委員会	
公民館運営審議会	
公民館運営推進委員会（14か所）	
青少年補導センター運営協議会	
青少年問題協議会	青少年問題協議会
国際教育推進委員会	
児童文化センター運営委員会	
	ラブホテル建築審議会
水道事業及び公共下水道事業運営審議会	水道事業運営審議会

議案第 34 号

協議項目 16 「一部事務組合の取扱いに関する事」

協議項目 16 「一部事務組合の取扱いに関する事」について、次のとおり定める。

平成 20 年 7 月 3 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政夫

一部事務組合の取扱い

富士見村は、群馬県市町村総合事務組合及び群馬県市町村会館管理組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする。

1 一部事務組合の設置状況	
前橋市	富士見村
<p>(1) 群馬県市町村総合事務組合（平成2年10月1日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村及び一部事務組合をもって組織する。 ・常勤一般職職員の退職手当に関する事務、非常勤消防団員に関する事務等を共同処理するもの。 <p>（・前橋市は、非常勤消防団員に関する事務のみを共同処理している。）</p> <p>(2) 群馬県市町村会館管理組合（昭和47年2月25日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村をもって組織する。 ・群馬県市町村会館の管理、運営及び処分に関する事務を共同処理するもの。 <p>(3) 榛名興産市町村組合（昭和47年4月25日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市、高崎市、榛東村及び吉岡町をもって組織する。 ・高崎市内に所有する山林の維持管理に関する事務を共同処理するもの。 <p>(4) 前橋工業団地整備組合（昭和35年5月31日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県及び前橋市で組織する。 ・工業団地及びこれに付随する住宅団地の取得、造成、管理及び処分に関する事務を行うもの。 	<p>(1) 群馬県市町村総合事務組合（平成2年10月1日）</p> <p>左記同様</p> <p>(2) 群馬県市町村会館管理組合（昭和47年2月25日）</p> <p>左記同様</p>

協議項目17 「消防団の取扱いに関する事」

協議項目17 「消防団の取扱いに関する事」について、次のとおり定める。

平成20年7月3日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫

消防団の取扱い

富士見村の消防団は、現行のまま新市に引き継ぎ、組織・形態については、合併後に再編・整理等を行うものとする。

富士見村の消防団員の待遇等については、富士見村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整していくものとする。

1 消防団の組織

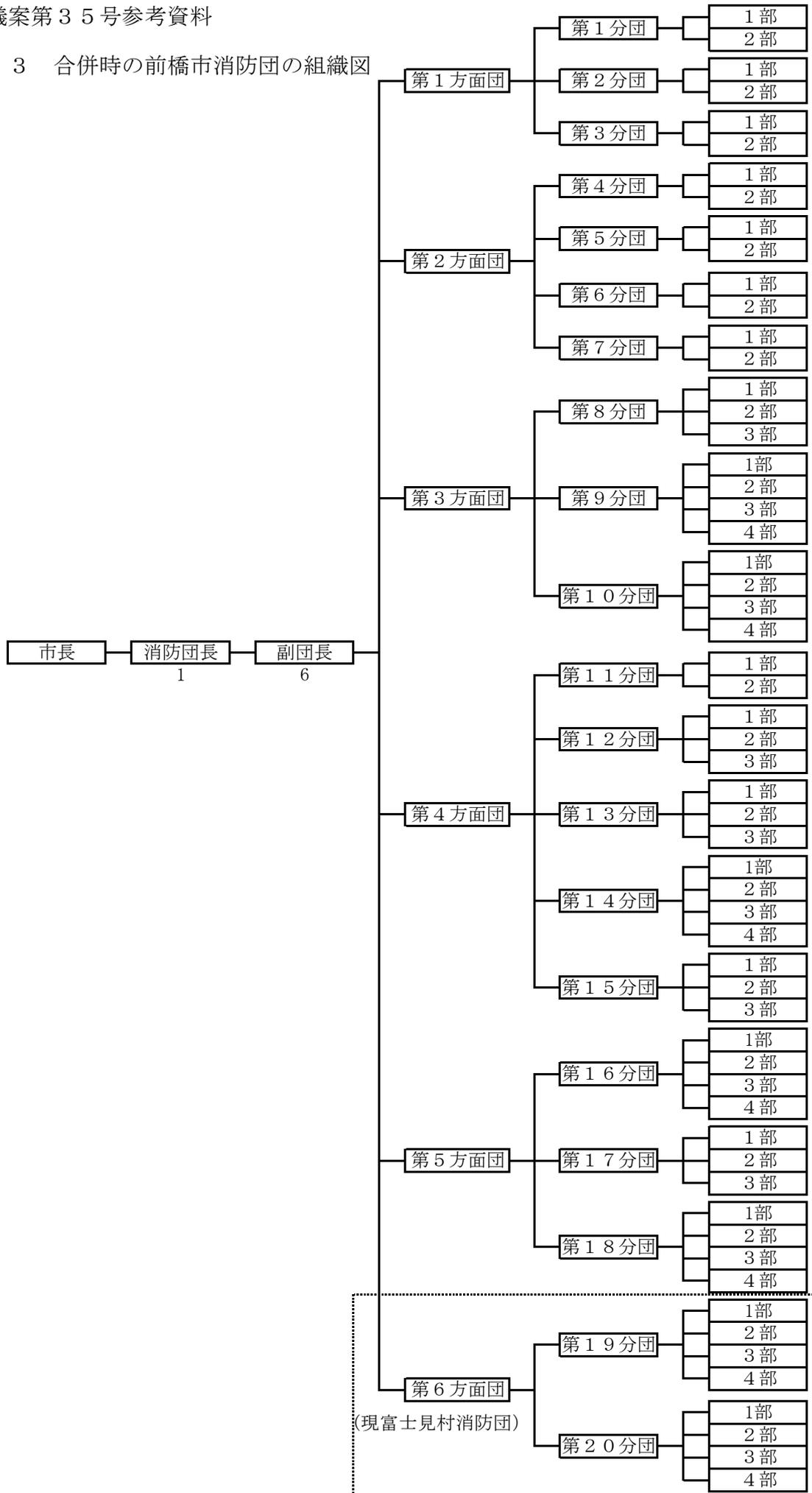
市村別 体制等	前橋市		富士見村		備考
組織体制	5方面／18分団／51部		－／8分団／－		
定員（実員）	1,155人（1,026人）		165人（149人）		
団員の就業形態 （割合）	被雇用者	667人（65%）	被雇用者	108人（72.5%）	

2 階級・報酬・費用弁償

市村別 階級	前橋市			富士見村			備考
	報酬年額	日当	宿泊料	報酬年額	日当	宿泊料	
団長	266,000	2,600	12,500	344,000	2,600	11,800	
副団長	182,500	2,600	12,500	206,000	2,600	11,800	
ラッパ長	－	－	－	182,000	2,600	11,800	
副ラッパ長	－	－	－	92,000	2,600	11,800	
ラッパ手	－	－	－	46,000	2,600	11,800	
分団長	155,500	2,200	12,500	156,000	2,600	11,800	
副分団長	97,000	2,200	12,500	92,000	2,600	11,800	
部長	83,500	2,200	12,500	－	－	－	
班長	53,000	2,200	12,500	57,000	2,600	11,800	
機関員	－	－	－	49,000	2,600	11,800	
団員	43,000	2,200	12,500	42,000	2,600	11,800	

※ 前橋市の消防ポンプ自動車の機関員は、年額24,000円をそれぞれの階級における定額に加算した額とする。

3 合併時の前橋市消防団の組織図



議案第36号

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事
業について」のうち、住民部会の所管する
事務事業について

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事
業について」のうち、住民部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成20年7月3日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政夫

国民健康保険税の取扱い

国民健康保険税の税率については、合併年度はそれぞれの市村の例によ
り、平成22年度に統一するものとする。

前 橋 市					富 士 見 村					
1 国保税率(平成20年度)					1 国保税率(平成20年度)					
		基礎賦課分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分			基礎賦課分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分	
所得割		6.1/100	2.0/100	1.86/100	所得割		4.6/100	1.2/100	1.32/100	
資産割		—	—	—	資産割		36/100	—	—	
均等割		19,200円	7,200円	12,960円	均等割		19,400円	5,200円	9,800円	
平等割		21,600円	—	—	平等割		17,500円	4,500円	4,500円	
課税限度額		47万円	12万円	9万円	課税限度額		47万円	12万円	9万円	
2 賦課割合(平成20年度)					2 賦課割合(平成20年度)					
		基礎賦課分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分			基礎賦課分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分	
応能割	所得割	53%	61%	50%	応能割	所得割	45%	53%	50%	
	資産割	—	—	—		資産割	15%	—	—	
	計	53%	61%	50%		計	60%	53%	50%	
応益割	均等割	29%	39%	50%	応益割	均等割	28%	33%	38%	
	平等割	18%	—	—		平等割	12%	14%	13%	
	計	47%	39%	50%		計	40%	47%	50%	
3 低所得世帯に対する軽減措置(平成20年度)					3 低所得世帯に対する軽減措置(平成20年度)					
区 分	賦課額	軽減割合	軽減額	軽減後賦課額	区 分	賦課額	軽減割合	軽減額	軽減後賦課額	
基礎賦課分	均等割	7割	13,440円	5,760円	基礎賦課分	均等割	6割	11,640円	7,760円	
		5割	9,600円	9,600円			均等割	4割	7,760円	11,640円
		2割	3,840円	15,360円						
	7割	15,120円	6,480円	平等割		6割		10,500円	7,000円	
	5割	10,800円	10,800円			平等割	4割	7,000円	10,500円	
	2割	4,320円	17,280円							
後期支援金分	均等割	7割	5,040円	2,160円	後期支援金分		均等割	6割	3,120円	2,080円
		5割	3,600円	3,600円		均等割		4割	2,080円	3,120円
		2割	1,440円	5,760円						
平等割	7割			平等割			6割	2,700円	1,800円	
	5割					平等割	4割	1,800円	2,700円	
	2割									
介護納付金分	均等割	7割	9,080円	3,880円	介護納付金分		均等割	6割	5,880円	3,920円
		5割	6,480円	6,480円		均等割		4割	3,920円	5,880円
		2割	2,600円	10,360円						
平等割	7割			平等割			6割	2,700円	1,800円	
	5割					平等割	4割	1,800円	2,700円	
	2割									
4 収納率(平成18年度現年分・一般) ・ 89.7%(平成17年度 86.6%)					4 収納率(平成18年度現年分・一般) ・ 92.1%(平成17年度 91.2%)					
5 課税所得(平成18年度一般・医療分)及び 医療費(平成18年度一般分) ・ 1世帯当たり課税所得 1,224千円 ・ 1人当たり課税所得 651千円 ・ 1人当たり医療費 201,703円					5 課税所得(平成18年度一般・医療分)及び 医療費(平成18年度一般分) ・ 1世帯当たり課税所得 1,288千円 ・ 1人当たり課税所得 582千円 ・ 1人当たり医療費 185,861円					
6 基金保有状況等(平成20年3月末) ・ 金額 704,095千円 ・ 1人当たり 5,730円					6 基金保有状況等(平成20年3月末) ・ 金額 49,238千円 ・ 1人当たり 5,413円					
7 加入状況(平成19年度平均) ・ 被保険者数 123,449人 ・ 年度末被保険者加入率 38.5% ・ 加入世帯数 65,035世帯 ・ 1世帯当たり被保険者数 1.9人					7 加入状況(平成19年度平均) ・ 被保険者数 9,171人 ・ 年度末被保険者加入率 39.9% ・ 加入世帯数 4,184世帯 ・ 1世帯当たり被保険者数 2.2人					

議案第 37 号

協議項目 18 「使用料、手数料等の取扱い
に関する事

協議項目 18 「使用料、手数料等の取扱いに関する事」について、
次のとおり定める。

平成 20 年 7 月 3 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政夫

使用料、手数料等の取扱い

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、
段階的に基準を見直すものとする。
- 2 手数料については、前橋市の制度に統一するものとする。
- 3 公共物の使用料及び占用料については、前橋市の制度に統一するもの
とする。ただし、公共物の使用料及び道路占用料は、経過措置により段
階的に調整するものとする。
- 4 協議項目 23 「各種事務事業の取扱いに関する事」で提案する使
用料、手数料等の取扱いについては、別途定めるものとする。

1 施設等の使用料
 (1) 体育館使用料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
建設年	市民体育館 昭和56年 大渡体育館 昭和50年 大胡体育館 昭和59年 宮城体育館 平成13年		
規模	市民体育館 延べ床面積 10,284㎡ 主競技場 6,868㎡ 副競技場 1,209㎡ 大渡体育館 延べ床面積 1,016㎡ 大胡体育館 延べ床面積 1,427㎡ 宮城体育館 延べ床面積 6,426㎡		
使用料 (1時間当たり)	市民体育館 占有 主競技場全面 1,890円 半面 945円 副競技場全面 1,260円 半面 630円 個人 一般 1回 300円 中学生以下1回 100円 大渡体育館 占有 全面500円 半面250円 個人 一般(3時間) 100円 中学生以下(3時間) 50円 大胡体育館 占有 166円～228円 宮城体育館 占有 全面 800円～1,200円 半面 400円～600円 個人 卓球場1台 200円 トレーニング施設 1回100円		
貸出区分	市民体育館 占有 4時間・全日 大渡体育館 占有 3時間 大胡体育館 占有 3時間～4時間 宮城体育館 占有 2時間～5時間		

議案第37号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
利用時間	市民体育館・大渡体育館 9時～21時 大胡体育館 9時～21時30分 宮城体育館 8時～21時30分		

(2) プール使用料

区 分	前橋市 市民プール	富士見村 村民プール	備 考
建設年	平成元年	昭和43年	
規模	50mプール、25mプール、幼児プール	25mプール、幼児用プール	
使用料	個人 一般 1回 200円 中学生以下1回 50円 占有(1時間当たり) 2,100円	大人 1回 100円 中学生以下 1回 30円	
貸出区分	占有 午前・午後・全日	占有 午前・午後	
利用時間	7/1～9月第1日曜日 9時～18時	7/20～8/31 9時～11時40分 13時～16時	

(3) テニスコート使用料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
建設年	王山運動場テニスコート 昭和54年 三俣テニスコート 昭和38年 前橋総合運動公園 昭和57年 大胡総合運動公園 平成9年 宮城総合運動場テニスコート 平成12年 粕川総合グラウンドテニスコート 平成3年	総合グラウンドテニスコート 昭和53年	

議案第37号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
規模	王山運動場 クレーコート4面 三俣 クレーコート8面 前橋総合運動公園 全天候型マルチコート6面 砂入り人工芝コート10面 大胡総合運動公園 砂入り人工芝コート 4面 宮城総合運動場 砂入り人工芝コート 6面 粕川総合グラウンド全天候型マルチコート 2面 クレーコート 4面	総合グラウンドテニスコート 全天候型コート 6面 クレーコート 2面	
使用料 (1時間当たり)	王山運動場・三俣 占有 1面 230円 年間練習 高校生以上 2,100円 中学生以下 1,050円 前橋総合運動公園 占有 1面 一般 700円 18歳以下 350円 個人利用 1面 一般 120円 18歳以下 60円 大胡総合運動公園 占有 1面 6時～9時 200円 9時～12時 400円 12時～15時 500円 15時～18時 500円 18時～21時 500円 宮城総合運動場 占有 1面 200円～400円 粕川総合グラウンド 占有 1面 230円	総合グラウンドテニスコート 占有 1面 村内者 100円 村外者 210円 1 村内者とは、富士見村に在住又は在勤している者をいう。 2 前橋市内に在住している者は村内者として扱う。 3 利用者の中に村外者が過半数いる場合は、村外者の料金とする。	

議案第 37 号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
貸出区分	王山運動場 占有 3時間・全日 三俣 占有 3時間 前橋総合運動公園 3時間 大胡総合運動公園 3時間 宮城総合運動場 占有 2時間～5時間 粕川総合グラウンド占有 2時間～2時間30分	総合グラウンドテニスコート 占有 1時間	
利用時間	王山運動場 9時～17時 三俣 9時～21時 前橋総合運動公園 6時～21時 大胡総合運動公園 6時～21時 宮城総合運動場 8時～21時30分 粕川総合グラウンド 6時～22時	総合グラウンドテニスコート 9時～17時	

(4) 弓道場使用料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
建設年	市民体育館弓道場 昭和56年 大胡総合運動公園弓道場 平成9年		
規模	市民体育館弓道場 近的場10人立 遠的場6人立 大胡総合運動公園弓道場 近的場6人立		
使用料 (1時間当たり)	市民体育館弓道場 占有 630円 個人 一般 1回 300円 中学生以下 1回 100円 大胡総合運動公園弓道場 占有 9時～12時 1,000円 13時～17時 1,000円 18時～21時 1,000円 個人 500円(2時間につき)		

議案第 37 号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
貸出区分	市民体育館弓道場 占有利用 4 時間・全日 大胡総合運動公園弓道場 占有利用 4 時間・3 時間		
利用時間	市民体育館弓道場 9 時～21 時 大胡総合運動公園弓道場 9 時～21 時		

(5) 野球場使用料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
建設年	前橋市民球場 昭和 61 年 大胡総合運動公園野球場 平成 9 年		
規模	前橋市民球場 18,620 m ² 観客収容人員 13,000 人 照明灯 6 基 大胡総合運動公園野球場 16,000 m ² 観客収容人員 客席 54 人 球場周り約 1,000 人 照明灯 5 基		
使用料 (1 時間当たり)	前橋市民球場 占有 一般 1,050 円 18 歳以下 523 円 大胡総合運動公園野球場 5 時～7 時 30 分 1,500 円 9 時～13 時 2,500 円 13 時～17 時 2,500 円 17 時～19 時 1,500 円 19 時～21 時 30 分 2,000 円		

議案第37号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
貸出区分	前橋市民球場 占有利用 3時間 大胡総合運動公園野球場 占有利用 2時間・2時間30分・4時間		
利用時間	前橋市民球場 6時～21時 大胡総合運動公園野球場 5時～21時30分		

(6) 陸上競技場使用料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
建設年	王山運動場陸上競技場 昭和54年 前橋総合運動公園 平成14年 大胡総合運動公園 平成9年 宮城総合運動場陸上競技場 平成12年		
規模	王山運動場 300mトラック 8コース 前橋総合運動公園 400mトラック 8コース 大胡総合運動公園 400mトラック 8コース 宮城総合運動場 400mトラック 8コース サッカーフィールド		

議案第37号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
使用料 (1時間当たり)	王山運動場 占有 525円 年間練習 高校生以上 1,570円 中学生以下 780円 前橋総合運動公園 占有 1,000円 個人一般 1回 300円 18歳以下1回 150円 大胡総合運動公園 占有 500円 宮城総合運動場 占有 400円～600円 個人 1回 100円		
貸出区分	王山運動場 占有 4時間・全日 前橋総合運動公園 占有 3時間 大胡総合運動公園 占有 3時間・2時間 宮城総合運動場 占有 2時間～5時間		
利用時間	王山運動場 9時～17時 前橋総合運動公園 6時～18時 大胡総合運動公園 9時～21時 宮城総合運動場 8時～21時30分		

(7) サッカー場使用料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
建設年	王山運動場ミニサッカー場 昭和54年 前橋総合運動公園 平成14年 大胡総合運動公園 平成9年		

議案第37号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
規模	王山運動場ミニサッカー場 3, 402㎡ 前橋総合運動公園 7, 140㎡ 大胡総合運動公園 7, 000㎡		
使用料 (1時間当たり)	王山運動場ミニサッカー場 占有 235円 年間練習 中学生以下 780円 前橋総合運動公園 占有 一般 3, 266円 18歳以下 1, 633円 大胡総合運動公園 占有 500円		
貸出区分	王山運動場ミニサッカー場 占有 4時間・全日 前橋総合運動公園 3時間 大胡総合運動公園 占有 3時間・2時間		
利用時間	王山運動場ミニサッカー場 9時～17時 前橋総合運動公園 6時～18時 大胡総合運動公園 9時～21時		

(8) 運動場等使用料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
建設年	北部運動場 昭和58～63年 清里方面運動場 昭和56年 工科大学運動場 昭和59年 産業人スポーツセンター 昭和40年 宮城総合運動場多目的広場 平成12年 粕川総合グラウンド運動場 平成 3年 粕川西部運動場 平成 4年 千本桜野球場 昭和51年 中之沢野球場 昭和63年	総合グラウンド 昭和53年	

議案第37号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
規模	北部運動場 野球 3面(1面夜間照明) ソフトボール 1面 工科大 野球 2面 ソフトボール 2面 産業人 野球 4面 清里方面運動場 野球 1面(夜間照明) 少年野球 1面 ソフトボール 1面 宮城総合運動場 野球 2面(1面夜間照明) (ソフトボール 4面) 粕川総合グラウンド 野球 1面(夜間照明) (ソフトボール 2面) 粕川西部運動場 サッカー 1面(少年野球2面) 千本桜野球場 野球 1面(サッカー1面) 中之沢野球場 野球 1面	多目的グラウンド 野球 2面 ソフトボール 4面 サッカー 1面	

議案第37号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
使用料 (1時間当たり)	北部運動場・工科大 占有 全面 1,343円 1面 333円 産業人 1面 250円～335円 清里方面運動場 占有 全面 500円 1面 166円～333円 宮城総合運動場 占有 全面 800円～1,200円 半面 400円～600円 粕川総合グラウンド 占有 330円 粕川西部運動場 占有 330円 千本桜野球場 占有 200円 中之沢野球場 占有 165円	多目的グラウンド 野球場 占有 1面 村内者 無料 村外者 1,050円 サッカーグラウンド 占有 半面 村内者 無料 村外者 1,050円 (全面2,100円) 陸上競技場 占有 全面 村内者 無料 村外者 2,100円 1 村内者とは、富士見村に在住又は在勤している者をいう。 2 前橋市内に在住している者は、村内者として扱う。 3 利用者の中に村外者が過半数いる場合は、村外者の料金とする。	
貸出区分	北部運動場・工科大・清里方面運動場 占有 3時間 産業人 3時間～9時間 宮城総合運動場 占有 2時間～5時間 粕川総合グラウンド 占有 2時間～2時間30分 粕川西部運動場 占有 2時間～2時間30分 千本桜野球場 占有 5時間 中之沢野球場 占有 2時間～2時間30分	多目的グラウンド 占有 1時間	

議案第 37 号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
利用時間	北部運動場・清里方面運動場 6時～21時 産業人 5時～22時 宮城総合運動場 8時～21時30分 粕川総合グラウンド 6時～22時 粕川西部運動場 6時～18時 千本桜野球場 8時～18時 中之沢野球場 6時～18時	多目的グラウンド 9時～17時	

(9) その他施設使用料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
無料施設 (運動場)	利根川敷島緑地 サッカー・ラグビー場 1面 野球場 4面・少年野球場 2面 多目的広場 利根川中央緑地 野球場 1面 利根川大渡緑地 野球場 3面 利根川田口緑地 少年野球・サッカー・ラグビー場・多目的 広場		

議案第37号参考資料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
その他の有料 体育施設	市民体育館柔道場・剣道場 占有 630円 一般 1回 300円 中学生以下1回 100円 大渡温水プール・トレーニングセンター 占有 5,250円 一般 1回 300円 中学生以下1回 100円 六供温水プール 一般 1回 300円 中学生以下1回 100円 前橋総合運動公園コミュニティプール 一般 1回 300円 中学生以下1回 100円 宮城プール 一般 1回 200円 中学生以下1回 100円 宮城総合運動場マレットゴルフ場 個人 1回 200円 道具一式 100円 粕川総合グラウンド弓道場 占有 315円 個人 1回 100円		

議案第37号参考資料

(10) 小中学校施設使用料				
前橋市		富士見村		備 考
1	小学校体育館 1時間当たり 200円 中学校体育館 1時間当たり アリーナ面積900㎡未満 300円 アリーナ面積900㎡以上 全面 500円 半面 250円	1	小学校体育館(1面) 中学校体育館(1/4面) 1時間当たり 村内者 9時～19時 無料 19時～21時 310円 村外者 9時～19時 1,050円 19時～21時 1,360円	前橋市 登録団体については、使用料(夜間照明料含む)の免除措置有り。
2	小・中学校校庭 1時間当たり 170円(1面) ※ただし、夜間照明を利用する場合は、別に1,000円(1面)	2	小・中学校校庭 1時間当たり 村内者 無料 村外者 1,050円 ※ただし、夜間照明を利用する場合は、別に1,050円	
3	中学校柔剣道場・卓球場 1時間当たり 100円	3	中学校柔剣道場・卓球場 1時間当たり 村内者 9時～19時 無料 19時～21時 100円 村外者 9時～19時 1,050円 19時～21時 1,150円	
4	テニスコート(1面) 1時間当たり 100円 ※ただし、夜間照明を利用する場合は、別に250円	4	中学校テニスコート(1面) 1時間当たり 村内者100円、村外者210円 ※ただし、夜間照明を利用する場合は、別に310円 1 村内者とは、富士見村に在住又は在勤している者をいう。 2 前橋市内に在住している者は村内者として扱う。 3 利用者の中に村外者が過半数いる場合は、村外者の料金とする。 4 校庭及び中学校テニスコートについて夜間照明を利用する場合は、校庭又はコート使用料とは別に夜間照明使用料を納付するものとする。	

議案第37号参考資料

(11) 中央公民館使用料
前橋市中央公民館

区 分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時
ホール	3,880円	5,190円	5,190円
31 研修室	570円	780円	780円
32 研修室	570円	730円	730円
41 スタジオ	890円	1,200円	1,200円
42 スタジオ	840円	1,100円	1,100円
43 スタジオ	840円	1,150円	1,150円
44 スタジオ	730円	990円	990円
45 スタジオ	1,050円	1,360円	1,360円
46 スタジオ	570円	780円	780円
47 スタジオ	1,050円	1,410円	1,410円
48 スタジオ	310円	420円	420円
49 スタジオ	310円	420円	420円
40 スタジオ	780円	1,050円	1,050円
41 アトリエ	780円	1,050円	1,050円
42 アトリエ	730円	940円	940円
43 アトリエ	730円	940円	940円
44 アトリエ	570円	780円	780円
51 会議室	310円	470円	470円
52 会議室	360円	470円	470円
53 会議室	360円	470円	470円
51 学習室	840円	1,100円	1,100円
52 学習室	890円	1,150円	1,150円
53 学習室	730円	990円	990円
54 学習室	730円	990円	990円
55 学習室	840円	1,100円	1,100円
56 学習室	780円	1,050円	1,050円
57 学習室	730円	990円	990円
58 学習室	420円	570円	570円
パソコン研修室	940円	1,200円	1,200円
料理実習室	940円	1,260円	1,260円
会食室	730円	940円	940円
51 和室	570円	730円	730円
52 和室	520円	680円	680円
茶室	570円	780円	780円

※ 前橋市の地区公民館の使用料は、別途定めている。

※ 教育上又は公益上その他正当の事由により必要ありと認めるときは、使用料の減免措置あり。

富士見村中央公民館

区 分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時
講堂	2,620円	3,150円	3,670円
視聴覚室	1,050円	1,260円	1,570円
第1 講義室	840円	1,050円	1,260円
第2 講義室	520円	630円	730円
第1 研修室	840円	1,050円	1,260円
第2 研修室	840円	1,050円	1,260円
第1 実習室	1,260円	1,570円	1,890円
第2 実習室	520円	630円	730円
第1 会議室	520円	630円	730円
第2 会議室	520円	630円	730円

1 村内者とは、富士見村に在住又は在勤している者をいう。

2 前橋市内に在住している者は、村内者として扱う。

3 利用者の中に村外者が過半数いる場合は、村外者の料金とする。

議案第37号参考資料

2 手数料

(1) 各種証明等の手数料

区 分	前橋市	富士見村	備 考
戸籍全部、個人、一部事項各証明（謄・抄本）	450円	450円	その他の戸籍関係の手数料についても両市村同一
住民票の写しの交付	350円	300円	
住民票の閲覧	350円 (1件)	300円 (1世帯)	
印鑑に関する証明	350円	300円	
外国人登録に関する証明	350円	300円	
土地又は建物に関する証明	350円 (1枚1件)	300円 (1枚1件)	前橋市 1枚で10筆(棟)まで証明 富士見村 1枚には続紙を含む。
税に関する証明	350円	300円	
地籍図等図面の閲覧	350円	300円	前橋市 1回をもって1件 富士見村 図画1枚をもって1件
その他の証明	350円	300円	前橋市 農地等の利用状況に関する証明、農業経営に関する証明等 富士見村 農地等の利用状況に関する証明

議案第37号参考資料

3 公共物の使用料・占用料

(1) 公共物の使用料 ※減免措置あり (前橋市及び富士見村)

区分	種別	単位	前橋市	富士見村	備考	
公共物 使用料	農地	1 m ²	156円	6円		
	宅地(敷地通路等)	1 m ²	営利用 912円	130円		
	植林採草地	1 m ²	5円	6円		
	電柱・電話柱	1本	1,500円	730円		
	公衆電話所	1個	1,500円			
	鉄塔敷	1 m ²	882円	200円		
	諸 管 埋 設	外径が0.1m未満のもの	1 m	84円	120円(1 m ²)	
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの	1 m	132円		
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの	1 m	180円		
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの	1 m	360円		
		外径が0.4m以上1m未満のもの	1 m	912円		
		外径が1m以上のもの	1 m	1,824円		
	水車水路敷	1 m ²		120円		
	軌条施設	1 m ²		120円		
	係船場	1 m ²		130円		
	温泉ゆう出口	1施設		20,000円		
	工作物(漁業)	1 m ²	営利用 912円 非営利用 528円	130円		
	日除け、上空通路	1 m ²				
	看板	1 m ²				
	原形占用(漁業を除く。)	1 m ²		6円		
ゴルフ場(ゴルフ練習場を含む。)	1 m ²					
その他		その都度市長が定める 単位及び額	その都度村長が 定める額			
生産物 採取料	土砂	1 m ³	180円	180円		
	砂利	1 m ³	220円	220円		
	栗石	1 m ³	240円	240円		
	切込砂利	1 m ³	220円	220円		
	切石	30 cm ³	60円	80円		
	玉石(20 cm以上 45 cm未満)	1個	40円	50円		
	玉石(45 cm以上)	1個	100円	120円		
	庭石	30 cm ³	240円	310円		
	芝	1 m ²	30円	30円		
	竹木		その都度市長が定める	その都度村長が		
	その他		単位及び額	定める額		

議案第37号参考資料

(2) 道路占用料 ※減免措置あり(前橋市及び富士見村)

占 用 物 件		単 位	前橋市	富士見村
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本(1年)	1,000円	770円
	第2種電柱	1本(1年)	1,600円	1,200円
	第3種電柱	1本(1年)	2,200円	1,600円
	第1種電話柱	1本(1年)	930円	690円
	第2種電話柱	1本(1年)	1,500円	1,100円
	第3種電話柱	1本(1年)	2,100円	1,500円
	その他の柱類	1本(1年)	72円	53円
	共架電線その他上空に設ける線類	1m(1年)	10円	7円
	地下に設ける電線その他の線類	1m(1年)	5円	4円
	路上に設ける変圧器	1個(1年)	700円	520円
	地下に設ける変圧器	1㎡(1年)	480円	360円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個(1年)	1,400円	1,100円
	郵便差出箱	1個(1年)	600円	450円
	広告塔	1㎡(1年)	4,400円	1,100円
	その他のもの	1㎡(1年)	1,400円	1,100円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	1m(1年)	48円	36円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	1m(1年)	72円	53円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	1m(1年)	95円	71円
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	1m(1年)	190円	140円
	外径が0.4m以上1m未満のもの	1m(1年)	480円	360円
	外径が1m以上のもの	1m(1年)	950円	710円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	1㎡(1年)	1,400円	1,100円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	1㎡(1年)	2,900円	710円
	地下に設ける通路	1㎡(1年)	1,500円	360円
	その他のもの	1㎡(1年)	1,400円	1,100円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1㎡(1日)	44円	11円
	その他のもの	1㎡(1月)	440円	110円
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)一時的に設けるもの	1㎡(1月)	440円	110円
	看板(アーチであるものを除く。)その他のもの	1㎡(1年)	4,400円	1,100円
	標識	1本(1年)	1,100円	850円
	旗さお(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	1本(1日)	44円	11円
	旗さお(その他のもの)	1本(1月)	440円	110円
	幕(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	1㎡(1日)	44円	11円
	幕(その他のもの)	1㎡(1月)	440円	110円
	アーチ(車道を横断するもの)	1基(1月)	4,400円	1,100円
	アーチ(その他のもの)	1基(1月)	2,200円	540円
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	1㎡(1月)	440円	110円	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	1㎡(1月)	140円	110円	

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事
業について」のうち、保健福祉部会の所管する事務事業について

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事
業について」のうち、保健福祉部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成20年7月3日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫

1 保健福祉事業の取扱い

保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。

2 保育料の取扱い

保育料の取扱いについては、前橋市の保育料に統一するものとする。

3 介護保険料の取扱い

介護保険料の取扱いについては、前橋市の介護保険料に統一するものとする。

1 保健福祉事業の取扱い

(1) 地域生活支援事業

前橋市	富士見村
<p>○前橋市ふれあいスポーツ大会 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 市内に居住する心身障害者と家族、ボランティア ・内容 軽スポーツを主とした種目で開催 年1回 9月第1日曜日を開催日と指定 ・会場 天候に左右されないように「市民体育館」 <p>○手話通訳者派遣事業 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 聴覚障害者、言語機能障害者の社会生活上の必要により手話通訳者を派遣 ・派遣内容 (1) 医療、職業、教育等に関すること (2) 社会生活上必要な手続き、冠婚葬祭に関すること (3) 政治、宗教、営利関係、個人的趣味・娯楽、公序良俗に反することを除く社会生活上必要と認められること 等 <p>○手話奉仕員養成講座の開催 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 18歳以上で理解と意欲のある住民（健聴者） ・講座開催の委託 前橋市聴覚障害者福祉協会に委託。3コース実施 (入門課程、基礎課程、養成課程コース) <p>○点訳奉仕員養成講座の開催 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 視覚障害者に対する理解と熱意を有する者 ・講座開催の委託 前橋市視覚障害者福祉協会に委託 週1回の計14回開催（総合福祉会館） 	<p>○障害者スポーツ大会 制度なし</p> <p>○手話通訳者派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 左記同様 ・派遣内容 左記同様 <p>○手話奉仕員養成講座の開催 制度なし</p> <p>○点訳奉仕員養成講座の開催 制度なし</p>

議案第 38 号参考資料

前橋市	富士見村
<p>○手話通訳設置事業 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格 通訳士の厚生労働大臣公認の公的資格を有する者を雇用、設置 ・設置の委託 市社会福祉協議会職員として常勤雇用 1 人・嘱託職員 1 人を設置 <p>○在宅障害者社会適応訓練事業 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 本市に居住する在宅身体障害者（18 歳以上） ・事業の委託 事業を前橋市肢体障害者福祉協会、前橋市視覚障害者福祉協会に委託 ・内容 教養講座、スポーツ教室、囲碁・将棋教室、日常生活訓練、手芸教室、民謡・カラオケ教室等の開催 それぞれ、障害の部位ごとに組織する団体が、当該年度に取り組む教室を担当し実施 <p>○聴覚障害者日常生活訓練事業の開催 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の委託 前橋市聴覚障害者福祉協会 ・会場 総合福祉会館他 ・内容 聴覚障害者に対し日常生活上必要な訓練・指導を行う機会を設ける。 	<p>○手話通訳設置事業 制度なし</p> <p>○在宅身体障害者社会適応訓練事業 制度なし</p> <p>○聴覚障害者日常生活訓練事業の開催 制度なし</p>

議案第38号参考資料

前橋市	富士見村
<p>○身体障害者自動車改造費補助事業 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 上肢・下肢・体幹機能障害者で、当該年度（6月までは前年度）の市民税（所得割）額16万円未満の世帯に属する者（世帯とは、住民票上の同一世帯をいう。） ・内容 自動車の制御装置（ハンドル・ブレーキ・アクセル等）を改造する費用と12万5千円を比較して少ない方の金額を補助 <p>○身体障害者自動車運転免許取得費助成事業 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 肢体不自由による身体障害者が、普通自動車の第一種運転免許証を初めて取得する場合、その取得に要する経費の一部を補助することにより、障害者の社会参加と自立更生を支援することを目的としています。 ・対象者 本市に居住する肢体不自由による身体障害者手帳の交付を受けた者で、道路交通法施行規則による適性試験に合格し、初めて免許を取得しようとする者で、当該年度（6月までは前年度）の市民税（所得割）額16万円未満の世帯に属する者（世帯とは、住民票上の同一世帯をいう。） ・交付金額 21万円を上限 ・補助率 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護法による被保護世帯及び市民税を課せられていない世帯に属する者 10分の10 (2) 上記以外で市民税（所得割）額3万3千円未満の世帯に属する者 10分の5 (3) 市民税（所得割）額3万3千円以上16万円未満の世帯に属する者 3分の1 	<p>○身体障害者自動車改造費補助事業 制度なし</p> <p>○身体障害者自動車運転免許取得費助成事業 制度なし</p>

議案 38 号 参考資料

(2) 母子健診

① 妊婦健康診査

前橋市	富士見村
<ul style="list-style-type: none"> ・回数 1人6回 ・対象者 全妊婦 ・会場 (個別) 医療機関委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・回数 1人5回 ・対象者 全妊婦 ・会場 (個別) 医療機関委託

② 3～4か月児健康診査

前橋市	富士見村
<ul style="list-style-type: none"> ・回数 1人1回 ・対象者 満3～4か月の乳児 ・会場 (個別) 医療機関委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・回数 1人1回 (年12回開催) ・対象者 満3～4か月の乳児 ・会場 (集団) 保健センター

③ 9～10か月児健康診査

前橋市	富士見村
<ul style="list-style-type: none"> ・回数 1人1回 ・対象者 満9～10か月の乳児 ・会場 (個別) 医療機関委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・回数 1人1回 (年12回開催) ・対象者 満7～8か月の乳児 ・会場 (集団) 保健センター

議案第38号参考資料

(3) 成人検診

① 歯周疾患検診

前橋市	富士見村
<ul style="list-style-type: none"> ・方法 (個別) 4月から翌年2月 ・対象者 30、40、50、60、70歳 800円 生活保護世帯等 無料 ・会場 市内医療機関 	制度なし

② スマイル健康診査

前橋市	富士見村
<ul style="list-style-type: none"> ・方法 (集団) 定員 1,200人 ・対象者 18歳～39歳以下 1,500円 生活保護世帯等 無料 ・会場 健康づくり財団 	制度なし

③ 腹部超音波検診

前橋市	富士見村
制度なし	<ul style="list-style-type: none"> ・日数 8日間 ・対象者 19歳以上 3,000円 ・会場 (集団) 保健センター

(4) 健康増進教育

① 健康ウォーキング講習会

前橋市	富士見村
制度なし	<ul style="list-style-type: none"> ・回数 年12回 ・対象者 一般村民 ・実施場所 保健センター、コース等

議案第38号参考資料

2 保育料の取扱い

平成20年度国の保育料徴収金基準額表

階層区分	市民税等による定義	保育料 (月額)	
		3歳未満	3歳以上
1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 0	円 0
2	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
3	第1階層及び第4階層～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 市町村民税課税世帯	19,500	16,500
4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 40,000円未満	30,000	* 27,000
5	40,000円以上 103,000円未満	44,500	* 41,500
6	103,000円以上 413,000円未満	61,000	* 58,000
7	413,000円以上	* 80,000	* 77,000

「注」 国基準の保育料欄の金額の前にある*印は、保育単価の限度額である。

前橋市保育料表

階層区分	市民税等による定義	保育料 (月額)	
		3歳未満	3歳以上
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層及びD階層を除く前年度分の市民税非課税世帯	2,600 (1,000)	1,800 (700)
C 1	A階層、B階層及びD階層を除く前年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 均等割のみの課税世帯	9,700 (3,800)	7,000 (2,800)
C 2	所得割の額が6,000円未満	11,000 (4,400)	8,300 (3,300)
C 3	所得割の額が6,000円以上	11,500 (4,600)	8,800 (3,500)
D 1	A階層を除く前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	13,700 (5,400)
D 2		3,000円以上 7,000円未満	15,200 (6,000)
D 3		7,000円以上 13,000円未満	18,300 (7,300)
D 4		13,000円以上 25,000円未満	24,100 (9,600)
D 5		25,000円以上 42,000円未満	30,000 (12,000)
D 6		42,000円以上 57,000円未満	36,500 (14,600)
D 7		57,000円以上 75,000円未満	40,400 (16,100)
D 8		75,000円以上 88,000円未満	43,400 (17,300)
D 9		88,000円以上 103,000円未満	45,700 (18,200)
D 10		103,000円以上 366,000円未満	48,200 (19,200)
D 11		366,000円以上	49,800 (19,900)

富士見村保育料表

階層区分	村民税等による定義	保育料 (月額)	
		3歳未満	3歳以上
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯	2,600 (1,000)	1,800 (700)
C 1	市町村民税	均等割のみの課税世帯	9,700 (3,800)
C 2		所得割の額が6,000円未満	11,000 (4,400)
C 3		所得割の額が6,000円以上	11,500 (4,600)
D 1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯	3,000円未満	13,700 (5,400)
D 2		3,000円以上 7,000円未満	15,200 (6,000)
D 3		7,000円以上 13,000円未満	18,300 (7,300)
D 4		13,000円以上 25,000円未満	24,100 (9,600)
D 5		25,000円以上 42,000円未満	30,000 (12,000)
D 6		42,000円以上 57,000円未満	36,500 (14,600)
D 7		57,000円以上 75,000円未満	40,400 (16,100)
D 8		75,000円以上 88,000円未満	43,400 (17,300)
D 9		88,000円以上 103,000円未満	45,700 (18,200)
D 10		103,000円以上 366,000円未満	48,200 (19,200)
D 11		366,000円以上	49,800 (19,900)

同時入所の第2子は () の額 (同時入所幼稚園含む。)

同時入所の第2子は () の額 (幼稚園、認定こども園含む。)

※第3子以降の保育料は0円。

※同時入所の場合のみ第3子以降の保育料は1/10。

議案第38号参考資料

3 介護保険料の取扱い
介護保険制度

前橋市	富士見村
<p>○事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法等に基づき介護保険制度の運営を行う。 ・3年に1度事業の見直しを行う。(保険料の改定) ・平成20年度に計画の見直しを行い、平成21年度から3か年の計画(H21~H23)を両市村共同で作成する。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度介護保険料 48,800円 ・平成19年度決算見込額 14,691,206千円 ・(一人あたりの給付額 208,531円) ・平成19年3月末現在基金残高 988,700千円(見込) 	<p>○事業の概要 左記同様</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度介護保険料 44,760円 ・平成19年度決算見込額 953,412千円 ・(一人あたりの給付額 207,444円) ・平成19年3月末現在基金残高 78,032千円(見込)

区 分	前橋市	富士見村
第1段階(基準額×0.5)	24,400円	22,380円
第2段階(基準額×0.5)	24,400円	22,380円
第3段階(基準額×0.75)	36,600円	33,570円
第4段階(基準額×1.00)	48,800円	44,760円
第5段階(基準額×1.25)	61,000円	55,950円
第6段階(基準額×1.5)	73,200円	67,140円
第7段階(基準額×1.75)	85,400円	

議案第39号

協議項目24 「新市基本計画に関すること」

協議項目24 「新市基本計画に関すること」について、次のとおり定める。

平成20年7月3日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木政夫

新市基本計画

新市基本計画は、「合併まちづくり事業計画」に定めるところによるものとする。

1 群馬県知事との協議により原案から変更する部分

頁	変更前	変更後
29頁	<p>[主要事業]</p> <p>事業名 事業内容</p> <p>県立赤城公園の整備 県立赤城公園整備事業 (県と連携した大沼周辺の整備など)</p>	<p>[主要事業]</p> <p>事業名 事業内容</p> <p>赤城山頂周辺の活用 県と連携した大沼周辺の整備、白樺牧場等 の管理など</p>
	<p>[県事業]</p> <p>事業名 事業内容</p> <p>登山道、指導標等の整備 関東ふれあいの道及び・・・</p>	<p>[県事業]</p> <p>事業名 事業内容</p> <p>県立赤城公園等の整備 関東ふれあいの道並びに・・・</p>